

内 容 説 明 書

1. (塗替塗装用足場)

(1) 足場の組み立て解体は次により行うこととする。

- ・足場の組み立て解体作業は、夜間作業とする。
- ・夜間線路閉鎖作業においては、モノレール会社監督員の許可があるまでは、建築限界内の作業をしてはならない。また、作業終了後はその旨をモノレール会社監督員に報告すること。
- ・夜間線路閉鎖作業時間帯は概ね 0 : 30 ~ 4 : 20 である。
- ・足場の組み立て解体は、当日の作業終了後モノレール会社監督員の安全確認を受けること。
- ・桁上のケーブルラックは必ず防護してから作業を行うこと。

(2) 昇降階段はC 4 P 6、P 7に設置する支柱足場を使用するものとする。

(3) 夜間作業による塗替塗装は、高所作業車の使用を考えている。

2. (軌道保守作業との競合)

(1) この工事と軌道保守作業が競合する場合は、軌道保守作業を優先とする。従って同一区間の作業が競合する場合は、塗装作業が中止となる場合もある。

(2) 軌道保守作業車が作業現場を通過する場合は、作業を一時中断し保守作業車の走行に支障しないようにすること。

3. (その他)

- ・軌道桁上面端部に設置してある水抜き孔は、塗替塗装を行う前に清掃し、詰まっている水抜き孔は貫通させること。なお、この水抜き孔には塗装をしないこと。

以 上